

# 国民年金のお知らせ

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支える仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を取ったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

年金の給付には、保険料以外にも国の税金や積立金が充てられています。20歳になってから、厚生年金等に加入されている方を除き、日本年金機構から国民年金加入のお知らせ等が送付されますので、確認してください。

## 国民年金のポイント

### ■将来の大きな支え

国民年金は20歳から60歳になるまでの人が加入し、保険料を納める制度です。国が運

営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

### ■老後のためだけではない

国民年金には、年を取ったときの老齢年金の他、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったとき、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れます。

### 保険料納付は

#### □口座振替・前納がお得

国民年金保険料には毎月納付と、1カ月分、6カ月分、1年分、2年分を前払いする方法(前納)があります。前納制度は、保険料が割り引かれてお得です。口座振替による前納は、現金納付に比べ割引額が多くなります。

### ▼前納の申込方法・期限

- 現金：申込み不要(送付される納付書で支払い)
- 口座振替：口座振替を希望する金融機関の窓口または豊岡年金事務所で、2月28

### 《前納による割引額》

| 納付方法                     | 1カ月                 | 6カ月                 | 1年分                  | 2年分                   |
|--------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|
| 現金支払い(月々)                | 16,410円             | 98,460円             | 196,920円             |                       |
| 現金・クレジット支払い(前納)<br>[割引額] | —                   | 97,660円<br>[800円]   | 193,420円<br>[3,500円] | 380,880円<br>[14,520円] |
| 口座振替(前納)<br>[割引額]        | 16,360円<br>[50円]※早割 | 97,340円<br>[1,120円] | 192,790円<br>[4,130円] | 379,640円<br>[15,760円] |

※当月分保険料を当月末に引き落とす「早割」を利用すると月50円の割引となります。(受付随時)

(注)2020年度の額は未定。19年度の保険料額を基にした目安額

日(金)までに手続き。申込用紙は、市役所本庁または各振興局の年金窓口にもあります。

### ▼前納の支払期日・方法

- 現金：4月上旬に送付される納付書で、4月30日(木)
- (注)までに納付
- 口座振替：4月30日(木)
- (注)に指定の口座から引き

落とされます。6カ月前納の方の2回目の振替日は、11月2日(月)です。  
(注)変更の場合あり

### 学生納付特例制度と

#### 免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

### ■学生納付特例制度

学生は本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

### ■免除制度

学生でない方で、本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部免除となります。

### ■納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※それぞれに要件があり、添付書類が必要な場合があります。詳しくは市民課各振興局市民福祉課、豊岡年金事務所に問い合わせてください。

### 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

受取りには、請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

詳細は、給付金専用ダイヤルに問い合わせてください。  
『給付金専用ダイヤル』.. 0570-0514092(ナビダイヤル)



## 豊岡年金事務所から

年金相談窓口開設時間を次のとおり延長します。

お越しの際は、マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと、本人確認できる運転免許証などを持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるものの他に委任状と代理者の本人確認できる運転免許証などが必要になります。

### ●1月11日(土)

午前9時30分～午後4時

### ●1月6日(月)、14日(火)、20日(月)、27日(月)(予定)

午前8時30分～午後7時

### ●一般的な年金相談

☎0570-05-1165

・050で始まる電話の方

☎03-6700-1165

### ●来訪年金予約相談

☎0570-05-4890

・050で始まる電話の方

☎03-6631-7521

### ●日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

### 《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

市民課☎21-9015または各振興局市民福祉課

## 申告期間 2月17日～3月16日

## 所得税・市県民税の申告準備は早めに

2019年分(19年1月1日～12月31日)の所得税の確定申告・市県民税の申告期間は、2月17日(月)から3月16日(月)までです。

この期間、市では本庁・各振興局に申告相談会場を設置しますが、各会場とも相当な混雑が予想されます。また、相談の受付時間を設定します

が、受付人数を制限することがあります。相談の日程や会場などは、広報とよおか2月号でお知らせします。

次のことに留意していただき、早めの準備をお願いいたします。

- 事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書
- 医療費控除の明細書(受診者・医療機関等ごとに集計したもの)
- ▼次の書類は、19年分であることを確認の上、全て持参してください
- 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- 各種控除に必要な証明書類
- ▼次の方は、直接豊岡税務署に申告をお願いします
- ①土地、建物、または株式な

- どの譲渡所得のある方
- ②青色申告の方
- ③繰越損失のある方
- ④雑損控除のある方
- ⑤住宅借入金等特別控除のある方で初年度の方
- ⑥消費税、贈与税の申告
- ※①から④までに該当する方で、確定申告書の提出が不要な場合は除きます。

### 《問合せ》税務課

☎21-9045または

豊岡税務署☎22-2144

## 税務署からのお知らせ

### 医療費控除の明細書の提出義務化

2017年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

※17年分から19年分までの確定申告は、医療費の領収書

の添付または提示でもできます。

### 公的年金等受給者の申告不要制度

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告書の提出が必要です。

また、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合がありますので、注意してください。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！  
作成のメリットはこちら！

●税務署に出向く必要なし  
作成した申告書等は印刷し、郵送などで税務署に提出する

ことができます。

●マイナンバーカードがなくともe-Taxで申告できます！

ID・パスワード方式を利用してe-Taxにより送信することで申告が完了します。※IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。希望する方は、運転免許証などの本人確認書類を持参の上、税務署にお越しください。

### 《問合せ》豊岡税務署

☎22-2144

2~7

今月のイチオシ

8~11

市政ニュース

12~28

クロースアップ  
豊岡

29~35

くらしの情報

36~37

保健行事

38~39

つどいの広場・  
図書館

40~41

主な相談・  
主な行事